

『障害者控除』の
認定について

年齢65歳以上で障がいのある方については、市町村長の認定を受ければ身体障害者手帳をお持ちでなくても「障がいに準ずる者」として障害者控除の対象になります。該当すると思われる方は、認定の申請をしてください。なお、身体障害者手帳をお持ちの方は手続きの必要はありません。

2 認定の基準

伊奈庁舎介護福祉課窓口で、申請に必要な事項を所定の用紙に記入していただきます。

※平成21年分の確定申告で障害者控除を受ける場合は、年内に申請してください。

申請いただいた内容をもとに、障害の程度について介護認定記録などを確認し、認定結果を後日郵送でお知らせします。

認定を受けた場合の
控除額は、「障害者控除
額表」を参考にしてく
ださい。

14